

③<<外国人材>>国家戦略特区等提案再検討要請回答

| 管理番号 | 提案主体の氏名 又は団体名 | 提案名 | 具体的な事業の実施内容 | 事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 | 規制等の根拠法令等 | 規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの検討要請に対する回答 | 提案主体からの意見 | 制度の所管・ 関係府省庁 | 各府省庁からの再検討要請に対する回答 |
|---------------|------------------|---|--|--|----------------------|--|---------------------|---|--|---------------------|---|
| 29集中 -2804 | 兵庫県 | ホテル・旅館の業務等に従事する外国人への2回目のワーキング・ホリデー査証の発給 | 県内温泉地等へのインバウンド客が増加する一方で、ホテル・旅館の人手不足が著しい。 オーストラリアでは、過疎地域の農場等の人手不足を解消するため、2005年から政府が指定した仕事(農業等)に3か月間従事した外国人に対して、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給する特例がある。 日本でも上記特例に準じて、ホテル・旅館の業務など都道府県知事が認めた業務に従事する外国人に対し、2回目のワーキング・ホリデー査証を発給し、最長2年間滞在できる仕組みを創設することによって、人材を確保する。 | ワーキング・ホリデーは各国ごとに原則1回しか利用できず、外国人の日本滞在期間は最長1年。 | 相手国・地域との口上書、協定又は協力覚書 | ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が、日本の生活様式の普及促進につながるものとして都道府県知事が認める業務※に6か月以上従事した場合は、2回目のワーキング・ホリデー査証を取得できるようにすること。(最長2年間滞在できる) ※日本文化や和食に触れることができるホテル・旅館の業務など | 法務省 厚生労働省 外務省 | ワーキング・ホリデー(WH)制度とは、二国・地域間の取決め等に基づき、各々が相手国・地域の青少年に対し、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認める制度である。 本提案内容は、主に休暇を過ごす意図及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めるという本制度の趣旨に反する。また、長期間特区に居所を限定することにより、WH制度本来の目的である観光や人的交流の機会が損なわれるおそれもあると考える。 | 本提案の趣旨は、ホテル・旅館等の人材不足解消を主目的としているのではなく、青少年が日本滞在中に旅館文化という独自の伝統文化を体験する機会を提供することで日本生活様式の普及促進を目的としているため、ワーキングホリデー制度の趣旨に合致していると考えられる。 また、長期間、特区内に居所することは、旅館が持つ日本独自の生活文化をより深く体験でき、さらに観光産業に携わることによって国際的な人的交流が一層深化することが期待できるため、利点につながると考える。 | 法務省 厚生労働省 外務省 | 御指摘のとおり、青少年が日本滞在中に旅館文化を体験する機会を得ることは、日本文化を知るための一助となると考えられるも、右は現行のワーキング・ホリデー制度で認められる1年以内の滞在であっても十分目的を果たせるものと思われる。しかるに、左記⑤具体的な事業の実施内容に、「ホテル、旅館での人手不足における就業が主目的となると考えられ、休暇目的の入国及び滞在期間中における旅行・滞在資金を補うため、あくまで付随的な就労を認める制度であるワーキング・ホリデー制度の主旨とは合致しないと考えられる。また、国際的な人的交流促進は重要であるものの、ワーキング・ホリデー制度の本来の目的は、本件制度に参加する各国の青少年に日本国民との交流等を通じて日本の文化等を習得せしめ、ひいては良好な二国間関係の促進につなげることを目指すものであり、必ずしも観光産業の振興に重点を置いたものではない。 |